

旭川医科大学病院臨床病理検討会要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(平成30年9月5日病院長裁定)

旭川医科大学病院臨床病理検討会要項の一部を改正する要項

旭川医科大学病院臨床病理検討会要項（平成16年4月1日病院長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(構成)</p> <p>第5 CPC委員会は、次に掲げる講座又は診療科等の担当者をもって構成する。</p> <p>(1) 病理部長</p> <p>(2) 総合診療部長</p> <p>(3) 病理学講座（腫瘍病理分野） 1人</p> <p>(4) 病理学講座（免疫病理分野） 1人</p> <p>(5) 第一内科 1人</p> <p>(6) 第二内科 1人</p> <p>(7) 第三内科 1人</p> <p>(8) 精神科神経科 1人</p> <p>(9) 小児科 1人</p> <p>(10) 外科（血管・呼吸・腫瘍，心臓大血管，<u>肝胆膵・移植，消化管</u>）のうちから 2人</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、平成30年9月5日から実施する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>外科の診療科体制の変更に伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(構成)</p> <p>第5 CPC委員会は、次に掲げる講座又は診療科等の担当者をもって構成する。</p> <p>(1) 病理部長</p> <p>(2) 総合診療部長</p> <p>(3) 病理学講座（腫瘍病理分野） 1人</p> <p>(4) 病理学講座（免疫病理分野） 1人</p> <p>(5) 第一内科 1人</p> <p>(6) 第二内科 1人</p> <p>(7) 第三内科 1人</p> <p>(8) 精神科神経科 1人</p> <p>(9) 小児科 1人</p> <p>(10) 外科（血管・呼吸・腫瘍，心臓大血管，<u>消化器</u>）のうちから 2人</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>